

「MMF 等の運営に関する規則」等の一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

証券監督者国際機構（IOSCO）は、2012 年 10 月に「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言」と題する報告書を公表した。これは、各国の MMF に係る規制及び管理に関する共通規範の基礎となるものであり、組入資産の評価や流動性管理等、15 の提言から構成されている。同報告書においては、「本報告書公表後 2 年以内に、各国におけるこの提言内容に関する適用状況を調査すること」とされていたが、2015 年 9 月その適用状況の調査結果（ピアレビュー）が IOSCO より公表された。この IOSCO による最終報告書において、日本は評価 8 項目のうち 4 項目（③基準価額の評価手法、④流動性管理、⑤安定的基準価額採用の場合の対応、⑥格付利用依存への対応）が未達とされたため、本会では、監督当局と今後の対応について連携すると共に、関係者と協議を重ね、規則改正等について検討を行ってきたところである。

これらの検討を踏まえ、「MMF 等の運営に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II 募集期間

平成 28 年 5 月 13 日（金）より平成 28 年 6 月 13 日（月）（午後 5 時）まで

III 主な改正の内容

1. 「MMF 等の運営に関する規則」

- (1) MR F の取得・保有対象者を個人に限定する旨を明確に規定することとする。
(第 1 条)
- (2) 格付けによる基準に係る留意事項を新たに新設することとする。
(第 4 条の 2、第 21 条の 2)
- (3) 満期保有目的債券に関連する規定を削除することとする。
(第 5 条第 2 項、第 6 条第 4 項、第 7 条括弧書き、第 8 条、第 9 条、第 10 条、
第 11 条、第 12 条、第 14 条第 1 項第 2 号、第 17 条第 1 項第 2 号)
- (4) 平均残存期間をより国際基準に合わせることとし、WAL 方式の平均残存期間を 90 日、WAM 方式の平均残存期間を 60 日に改めることとする。
(第 7 条、第 24 条)
- (5) 償却原価法による評価について、時価と評価額の乖離の合計が一定の数値を超えた場合の基準を設けるなど、より国際基準に合わせた規定に改めることとする。
(第 14 条、第 27 条)
- (6) 販売に関する事項として、受益者の流動性需要に応じた適切な資金管理を行う

旨の規定を新設することとする。

(第15条第1項第3号、第27条の2)

(7) 流動性に関する事項を新たに新設することとする。

(第16条の2、第27条の4)

(8) 投資信託約款への一部解約に関する記載事項を新たに新設することとする。

(第16条の3、第27条の5)

(9) ストレストテストの実施等を新たに新設することとする。

(第16条の4、第27条の6)

(10) その他所要の整備をすることとする。

2. 「MMF等の運営に関する規則に関する細則」

(1) WAM方式の平均残存期間の計算方法に関する規定の明確化及びWAL方式の平均残存期間の計算方法を新たに新設することとする。

(第4条、第4条の2)

(2) 満期保有目的債券に関連する規定を削除することとする。

(第5条、第6条)

(3) その他所要の整備をすることとする。

3. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」

(1) 変動基準価額タイプのマネーファンドなどの組成にあたり、端数処理をより適正に管理できるように改正することとする。

(第10条)

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成28年7月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正を行うことを目標とする。